

控

一九九二年(ワ)第二〇七五号、一九九三年(ワ)第二二二五号 公式陳謝等請求事件

文書提出命令申立書

原 告 朴 [REDACTED]

被 告 国

外 一

右当事者間の御序頭書事件について、左記のとおり文書提出命令の申立をする。

一九九七年九月一日

右原告ら訴訟代理人
弁護士 小野誠之

同 堀和幸

同 同 同 同 同 同 同
新 中 金 武 池 松 山
谷 田 京 田 上 本 本
正 政 信 哲 康 晴 太
敏 義 富 裕 朗 之 太

一 文書の表示

- 1 被告が一九九六年（平成八年）六月二八日付被告第一〇準備書面一頁一二行目において引用する「遭難者名簿」
- 2 右同二頁三行目において引用する「遺骨名簿」
- 3 「浮島丸乗船者名簿」

二 文書の趣旨

- 1 「一 1 遭難者名簿」には、浮島丸事件の犠牲者の氏名が記載されている。
- 2 「一 2 遺骨名簿」には、浮島丸事件の犠牲者のうち、その遺骨について、「遭難者名簿上の特定人名を付して、個別に骨つぼに入れて、その後保管している」者の氏名が記載されており、（複数原本の一部または写しが）被告から韓国政府に渡されている。
- 3 「一 3 浮島丸乗船者名簿」には、一九四五年八月二二日青森県大湊港から出航した浮島丸に乗船した者の氏名が記載されている。

なお、当該「浮島丸乗船者名簿」の存在について被告の明言はないものの、「遭難者名簿」作成の論理的かつ経験則上当然の前提として、被告において作成され保管されているものと推測される。

三 文書の所持者

被告

四 証すべき事実

原告全■烈らの遺骨返還請求に対し、被告は、一九九六年（平成八年）六月二八日付被告第一〇準備書面や一九九七年（平成九年）二月一三日付答弁書兼被告第一一準備書面において、遺骨返還義務の有無については認否を留保したままで、「遭難者名簿」及び「遺骨名簿」を作成したと主張しながらも、遺骨の特定が困難であるため、遺骨返還義務は履行不能であるかのような主張をしている。

そこで、被告の右主張の真偽を明らかにし、被告の遺骨返還義務の履行の可否を証する。

五 文書提出の義務の原因

1 「一 1」及び「一 2」について

民事訴訟法三一二条一号

2 「一 3」について

民事訴訟法三一二条三号後段

六 文書提出を求める理由及び必要性

1 本件訴訟は、被告日本国のかつての植民地住民である韓国人・朝鮮人に対する戦争責任を問うものである。

「国は正義を実現し国民を庇護すべき立場にあるから、民事訴訟の当事者になった場合でも、通常の当事者と異なり、事件の解明に役立つ資料は進んで全部提出し、真実の発見に協力すべき」とものと解されている（東京高決一九七五年八月七日）ところ、浮島丸事件は、被告日本国の植民地住民を被害者とするものであり、かつ、本件提訴に至るまでその真相究明の努力は極めて不十分でしかなかったのであるから、自国民に対する以上に誠実に事件の解明に役立つ資料を提出し真相究明に取り組むべきである。

従つて、被告日本国は、本件訴訟において、浮島丸の大湊港出航から舞鶴港寄港に至る経緯、沈没の原因、韓国人・朝鮮人犠牲者の数、犠牲者の特定経緯、遺体引き上げ・埋葬・納骨過程等の具体的事実関係について、率先して明らかにすべき国際的・歴史的義務がある。

2 また、本件提出を求める各文書は、遺骨返還請求に関わるものであるところ、遺骨返還請求は、犠牲者の遺族にとって個人の尊厳にかかる優れて人道的な求めである。

遺骨の特定が困難と主張するなら、せめてその経緯でも明らかにされたいとの原告らの求めに対し、被告は誠実に応答すべきである。
従つて、人道的見地からも、被告日本国は、本件各文書を提出して右事実を明らかにすべき責務を負う。

3 しかも、本件申立にかかる国の保管資料以外に証拠となるべき資料はなく、代わりの立証方法は極めて困難なのが実情である。

4 さらに、被告国が本件申立にかかる各文書を提出することは、本件の争点を整理し、今後の訴訟の進行を円滑にするためにも必要不可欠である。